

議案第 72 号

西尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について原案賛成討論

私は、議案第 72 号「西尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」原案賛成の立場で討論いたします。

本市の下水道事業では、平成 4 年に供用開始以降ずっと現行の使用料体系を維持してきましたが、今回 27 年ぶりに値上げをしたいというものであります。今回、現行基本額 1 使用月につき 500 円を 700 円とし、排出量すなわち使用料の平均単価 100 円を 125 円とするもので、標準的な 3 人家族の世帯の場合は月額 1,450 円が 1,900 円に、また 5 人世帯では 2,290 円が 2,900 円となる見込みとされています。

下水道使用料の引き上げに際して、主な 5 つの問題点について考察します。

まず、27 年の長きにわたる料金据え置きによって、財政面での負担が増加し、一般会計から法定外の繰り出し金が増加している点です。長期にわたる下水道整備のための市債すなわち借金の元利償還金の増大や汚水処理水量の増加に伴う維持管理費の増大によって、使用料収入とこれで賄うべき汚水処理費との間に大きなギャップが生じています。西三河 9 市の中では、本市はずっと一番安い料金体系が続いてきたわけですが、企業会計への移行を目前に控えたこの時期、今の段階でこのギャップの解消を進めなければ、一気に大幅な値上げを引き起こす事態になりかねません。

下水道事業には、水道事業法と地方財政法に定めがあります。雨水の処理分については公費負担ですが、ご存じの通り、汚水の処理経費については受益者負担の原則が謳われており経費回収率は本来 100% であるべきところ、本市では公共下水では 67%、農業集落排水では 70% に留まっているとのことであります。使用料で賄うべき費用が回収できていないわけです。そのため、一般会計からの赤字繰り出し分は、平成 28 年度は 4 億 4,500 万円、29 年度 4 億 7,400 万円、30 年度が 4 億 8,700 万円、31 年度では 5 億 1,100 万円となり年々増加の一途を辿っているのです。

2 つめは、改定額の算出と妥当性についてです。

具体的な処理費用を確認したところ、汚水処理原価 1 ? 当りの汚水処理費用は 235 円とのことであり、このうち公費負担分を除いた使用料で賄うべき費用は 150 円となっています。利用者負担はこのうちの 100 円のみで、1 ? 当りの不足分 50 円は税金で補填していることから、半額の 25 円を利用者負担に加えた 125 円を改定額としています。言うまでもなく、法定外繰り入れは、公共下水利用者への補填であってすべての市民に還元されるものではないことにも留意する必要があります。

この値上げによる繰り出し金の削減効果は年間約 2 億 5,000 万円で、令和 10 年までの 9 年間でおよそ 23 億 6,000 万円が見込まれるとされています。削減できた分は教育や福祉に充てることができるのです。ここが重要ではないでしょうか。

既に合併から 7 年が経過しました。合併後 10 年の交付税の特例措置は縮減に移り、5 年間で 70 億円といわれてきましたが、特例は 3 年後にはゼロとなります。これから税収が大幅に伸びない限り、今まで可能だった施策ができないことになってしまいます。今年度のように急遽浮上した小中学校の教室エアコン設置には 22 億円の支出があれば、次年度か次々年度には吉良中学校の校舎建替えも考えなければなりませんし、学校施設の老朽化対

策は待ったなしです。既に始まった保育料の無償化など子育て支援や高齢者対策も途中で「止〜めた」というわけにはいきません。一般会計の支出増は目に見えており、賢明な議員諸君には、この財源不足への対策が必要なことは当然理解していただけるであろうと思います。

3つめとして、上下水道事業審議会の審議内容をみていきます。

昨年1年間、この課題を検討してきた同審議会では、上記の状況から27年ぶりの値上げはやむを得ないとの判断を市長に答申したものです。私も初回からずっと傍聴してまいりましたが、委員の皆さんは、適正な企業運営を求めながらも、市民生活への影響を極力抑えるよう協議を重ねておられました。

そして、答申では「来年度から企業会計に移行することでもあり、本来ならば経費回収率を100%として健全な財政運営を目指すべきだが、一度に50円上げるのでは市民の負担も大きくなることを懸念して、今回は半額の25円とし、今後、段階的に上げられたい。併せて、市街化調整区域における未整備区域について回収率100%を見込めない区域の整備は凍結すべき」とされたのです。

また、付帯意見として、「改定は段階的に行い、今後3ないし5年で経費回収率100%を見込む使用料体系の検討が必要」と付記されています。今回の改定自体が段階的な措置であるという審議会の指摘に注目すべきと考えます。

すなわち、今改定自体が段階的な措置なのです。

4つめとして西三河9市の下水道使用料をみていきます。

当市の現行の3人世帯の月額使用料は1,450円ですから、岡崎市は1,850円、豊田市1,800円で、碧南1,600円、安城・刈谷の1,500円と比較して一番安いわけです。本議案の通り1,950円となれば一番高いことになってしまいます。しかし、だからと言って、このまま放置してもよいのでしょうか。先送りして現状が解決できるのでしょうか。それでは余りにも無責任ではありませんか。

西尾市の財政力指数は0.98で、今、西三河最下位であります。8位の高浜市の1.03よりも低く、いままで政策を始めさまざまな面で比較されてきた安城市の1.28、碧南市1.33、刈谷市1.38には遠く及ばない状況下にあります。残念ながら、財政力指数が一番低い、すなわち西三河で一番貧乏なのです。

愛知県全体の使用料についてみれば、県内最低の小牧市でも1,438円であり、平均値は1,923円です。本市の場合は値上げをしても県内49市町の18位といますから、平均的な位置に留まるわけです。ちなみに最高額の東栄町では3,300円といます。市町には財政力の問題もあれば地域的な問題もあるのです。また、岡崎市の財政力指数は1.02ですが、これから改定を検討するような話もききます。

原案の通り値上げをすれば西三河9市の中で一番高くなってしまふことを嫌う向きがあるようですが、しかし、西三河の中での順位ばかりを気にして、現状認識を誤ってはならないと私は思います。

5つめは、老朽管路対策が待ったなしである点です。

下水道事業では、管路の耐震対策だけでなく敷設から40年50年を経過する老朽化管路の対策が大きな課題となっています。現在も少しずつは行っていますが、今後の管路敷設

替えや予防保全の改築工事には莫大な経費が想定されます。一昨年、福岡市博多駅前の繁華街で突然4車線道路が車幅全体に陥没し、大混乱した事件を覚えておられると思います。道路と違って地中にある下水道管のトラブルは目に見えず、陥没や漏水など事故になってから判るという点が非常にやっかいなものでもあります。計画的かつ予防的に取り組むことで、その費用を平準化させることができますが、大きな事故が起きてからでは遅いのです。

従って、こうした老朽管路対策にも本腰で取り組んでいかなければなりません。本市の場合、流域面積が広いだけに困難を伴う重要な問題といわなければなりません。

私は先月、千葉県柏市の下水道事業、管路の改築・修繕にかかる官民の連携計画を視察してきました。市街地での陥没・ツマリ・悪臭等の年間300～500件のトラブルを抱え、35年を過ぎると不具合が多くなる管路のうち40～50年経過する部分を改築・予備保全する事業でしたが、これは先延ばしすればするほど費用も増大し、手が付けられなくなる重大な課題であることがよくわかりました。

以上、申し述べましたが、私は、審議会と答申で示された資料や各種データからみて今回の値上げは止むを得ないと受け止めます。誰しも「値上げ」は嫌でしょう。しかし、嫌だからといって、先々さらに負担が急増したり、別のところで負担させられていることを市民は望むでしょうか。

私は、今改定に至った状況と内容を市民の皆さんに詳細に、丁寧に説明をすることによって、理解し、協力いただくことこそ重要であると考えます。議決を担う議会の説明責任でもあると思います。受益者負担の原則、そして薄く広く負担をいただくことによって一般会計からの持ち出しを減らし、さらなる市民サービスの充実に繋げるべきと考え、本議案についての賛成討論といたします。

修正案では、原案の25%+消費税分2%アップに対し、消費税の2%しか認めないと主張しておられます。

しかし、これでは、いつになれば一般会計からの補填、すなわち赤字補填が軽減されるのでしょうか。これから毎年2%ずつ上げるというのでしょうか。消費税でさえ、3～5年の間をおいて上げているのに、非現実的に過ぎます。

それとも、審議会の答申には目をつぶり、このままずっと現行使用料を続けるのでしょうか。市民病院の赤字を議会でも批判していますが、基準外の繰り出しすなわち赤字補填である点は、現状の下水道でも同じではありませんか。

原案では、大岡裁きの三方一両損のように、「現時点では市も赤字分について一定の負担をし、市民にも同じだけ負担をしていただく、それらによって下水道会計をまかなっていきましょう」ということと私は捉えています。

ちなみに、現在の一般会計から下水道会計への支出は検討した時点で11億円余です。原案は、全部ではなく一部を今の世代にみてもらいたいと言っているのです。それすらも認めないというのは論外であります。単なる責任逃れでしかないと断ぜざるを得ません。

今回は例えば15%アップ程度にとどめろとおっしゃるのであれば、まだ判ります。しか

し、使用料は据え置き、赤字分はこのまま市が補填すべきと主張されるならば、それは単なる先延ばしで孫や子、の世代にツケを回すことにしかならず、世代間の公平が図れません。

「自分たちは値上げには反対した」と、言いたいだけならば無責任に過ぎます。

私は、後世の市民から無責任のそしりを免れないことを指摘し、修正案には反対するものであります。

議案第 73 号

西尾市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について原案賛成討論

農業集落家庭排水処理施設の使用料についても、原案賛成の立場です。

議案 73 号も 72 号の公共下水道使用料と同様の値上げ幅とされています。農業集落排水事業における汚水処理原価は公費負担分を含めると現在 336.56 円ですが、このうち使用料で賄うべき原値は 162.58 円といたします。現行の使用料単価は 114 円であることから、下水道の利用料単価と同一の 125 円を求めるのは妥当であると考えます。

いずれも先延べすることなく、現行の法定外補填である赤字分の約半額を利用者負担として求めることは、世代間の公平性を担保し、一般会計の財源不足に資することは必要な措置であると考え、原案に賛成し、修正案に反対するものであります。